

令和2年第2回（6月）大磯町議会定例会

議案第24号説明資料

令和2年6月2日

大磯町町税条例の一部を改正する条例

---

資料

---

改正概要	1
改正内容	1～3
新旧対照表	4

税務課

# 大磯町町税条例の一部を改正する条例

## 1 改正概要

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に基づき、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置による影響の緩和を図るため、令和2年4月30日付けで地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）が公布されたことに伴い、規定の改正を行うものです。

## 2 改正内容

### (1) 徴収の猶予制度の特例（附則第4条の2関係）【施行日：この条例の公布の日】

新型コロナウイルス感染症の影響により納税者等の収入が大幅に減少した場合において、無担保かつ延滞金なしで1年間、徴収猶予できるという特例が設けられました。

現行の条例では、一般的な徴収猶予に係る手続のうち、徴収猶予の申請書の訂正又は提出の期間を20日間と定めており、この特例に係る申請手続においてもこの期間が準用されるよう、関連規定の追加を行います。

#### 【参考】徴収の猶予制度の特例の内容

一般的な事案 (災害等による財産の損失が生じていない場合)	特例
<ul style="list-style-type: none"><li>事業につき著しい損失を受けた場合で、一時に納付・納入することができないと認められるときに徴収を猶予</li><li>原則として、担保の提供が必要</li><li>延滞金を軽減（年1.6%）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>令和2年2月から納期限までの一定の期間（1か月以上）の収入が大幅（前年同期比でおおむね20%以上）に減少した場合で、一時に納付・納入することができないと認められるときに徴収を猶予</li><li>担保は、不要</li><li>延滞金を免除</li></ul>

※ この特例は、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する町税に適用されます。なお、期間中で既に納期限が到来している町税にも遡及して適用されます。

### (2) 町民税における寄附金税額控除の特例（附則第5条の2関係）

【施行日：令和3年1月1日】

新型コロナウイルス感染症のまん延防止により中止等が相次ぐ文化芸術・スポーツ活動を支援するため、中止等となったイベントが国の指定を受けた場合において、入場料金等を支払った個人がその払戻しを辞退したときに、あらかじめ各地方団体の条例で規定することにより町民税の寄附金税額控除の対象とする特例が設けられました。

このことに伴い、関連規定の追加を行います。

**【参考】国が指定するイベントの要件**

次の①から⑥までの要件を全て満たすものとします。

- ① 文化芸術又はスポーツに関するものであること。
- ② 令和2年2月1日から令和3年1月31日までに開催された、又は開催する予定であったものであること。
- ③ 不特定かつ多数の者を対象とするものであること。
- ④ 日本国内で開催された、又は開催する予定であったものであること。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、現に中止・延期・規模縮小されたものであること。
- ⑥ ⑤の場合に払戻しを行う規約等があること、又は払戻しを行っているものであること。

(3) 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充（附則第6条関係）

【施行日：この条例の公布の日】

生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資への支援として、課税標準を最初の3年間、零（ゼロ）とする特例措置を既に講じています。

今回、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、適用対象に一定の事業用家屋及び構築物が加えられました。

この拡充に係る対象資産の課税標準についても、現行の課税標準の特例と同様に、特例率を零（ゼロ）とするよう、関連規定の追加を行います。

**【参考】現行制度との比較**

現行制度	拡充内容
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 次の設備投資が対象<ul style="list-style-type: none"><li>・ 機械及び装置、器具及び備品、工具、建物附属設備</li><li>※ 旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上する一定のもの。</li><li>※ 中小事業者等の認定先端設備等導入計画に位置付けられたもの。</li></ul></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 次の資産を対象に追加<ul style="list-style-type: none"><li>・ 事業用家屋（取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等と共に導入されたもの）</li><li>・ 構築物（旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上する一定のもの）</li><li>※ 事業用家屋・構築物共に、中小事業者等の認定先端設備等導入計画に位置付けられたもの。</li></ul></li></ul>

備考 「認定先端設備等導入計画」とは、中小事業者等が設備投資を通じて労働生産性の向上を図るために策定する計画で、本町の認定を受けたものをいいます。

(4) 軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長（附則第9条の2関係）

【施行日：この条例の公布の日】

軽自動車税環境性能割については、消費税引上げに伴う対応として、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得したものの税率を1%分軽減する特例措置（臨時的軽減）を既に講じています。

今回、この特例措置の適用期限が6か月延長され、令和3年3月31日までに取得したものが対象とされたことに伴い、関連規定の改正を行います。

【参考】特例措置（臨時的軽減）の内容

区分	措置前の税率	措置後の税率 (臨時的軽減)
電気自動車等	非課税	非課税
令和2年度燃費基準+10%達成車 かつ 排出ガス基準低減達成車（注）		
令和2年度燃費基準達成車 かつ 排出ガス基準低減達成車（注）	1.0%	非課税
上記以外	2.0%	1.0%

(注)「排出ガス基準低減達成車」とは、平成17年排出ガス基準75%低減達成車、又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車をいいます。

大磯町町税条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>本則 省略</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第4条 省略  <u>(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)</u></p> <p>第4条の2 第7条の3第7項の規定は、<u>法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。</u></p> <p>第5条 省略  <u>(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)</u></p> <p>第5条の2 <u>法附則第60条第3項に規定する条例で定めるものは、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号)第5条第4項に規定する指定行事のうち、町長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄とする。</u>  <u>(固定資産税の課税標準の特例)</u></p> <p>第6条 次の各号に掲げる条例で定める割合は、当該各号に定める割合とする。  (1)～(15) 省略  <u>(16) 法附則第62条に規定する条例で定める割合 零</u></p> <p>第7条～第9条 省略  <u>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</u></p> <p>第9条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に規定する3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間(附則第14条第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>第10条～第17条 省略</p> <p>附 則  <u>この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第5条の次に1条を加える改正規定は、令和3年1月1日から施行する。</u></p>	<p>本則 省略</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第4条 省略</p> <p>第5条 省略</p> <p>(固定資産税の課税標準の特例)</p> <p>第6条 次の各号に掲げる条例で定める割合は、当該各号に定める割合とする。  (1)～(15) 省略</p> <p>第7条～第9条 省略  <u>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</u></p> <p>第9条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に規定する3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第14条第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>第10条～第17条 省略</p>